

令和5年度自動車騒音常時監視結果

1. 自動車騒音常時監視について

自動車騒音常時監視は、都道府県及び市等が自動車騒音対策を計画的かつ総合的に行うために地域の騒音暴露状況を経年的に系統立てて監視することが必要不可欠であるとして、騒音規制法にその実施が規定されています。

2. 名護市における監視対象道路

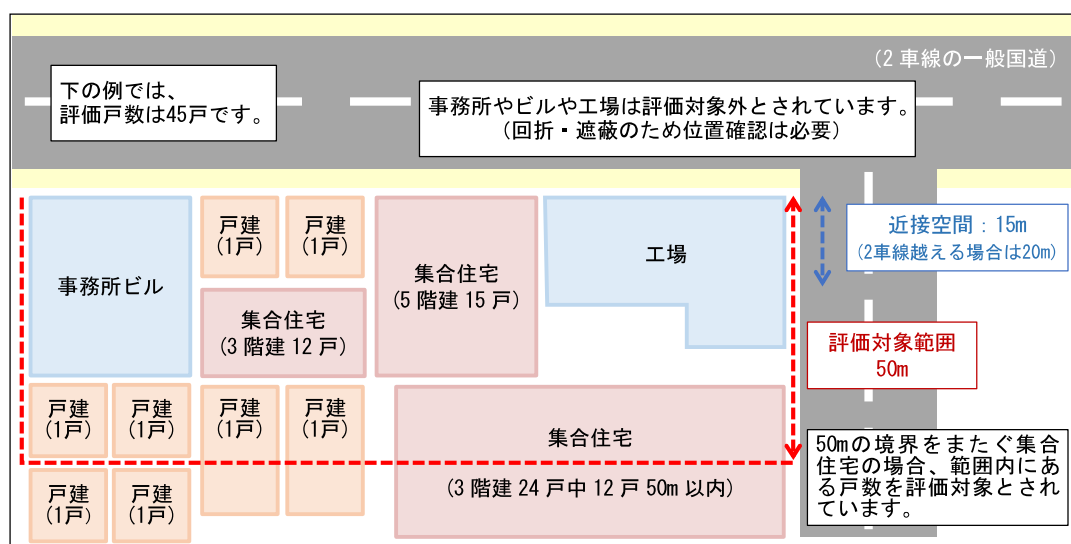
名護市における監視対象道路は、国道58号、国道449号、国道449号（旧道）及び県道71号線の4路線としています。



面的評価実施路線及び観測（騒音測定）実施地点位置図

3. 面的評価について

面的評価は、幹線道路（高速道路、国道、県道及び4車線以上の市道など）に面した地域（道路端から50mの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出する道路交通騒音の評価方法のことです。

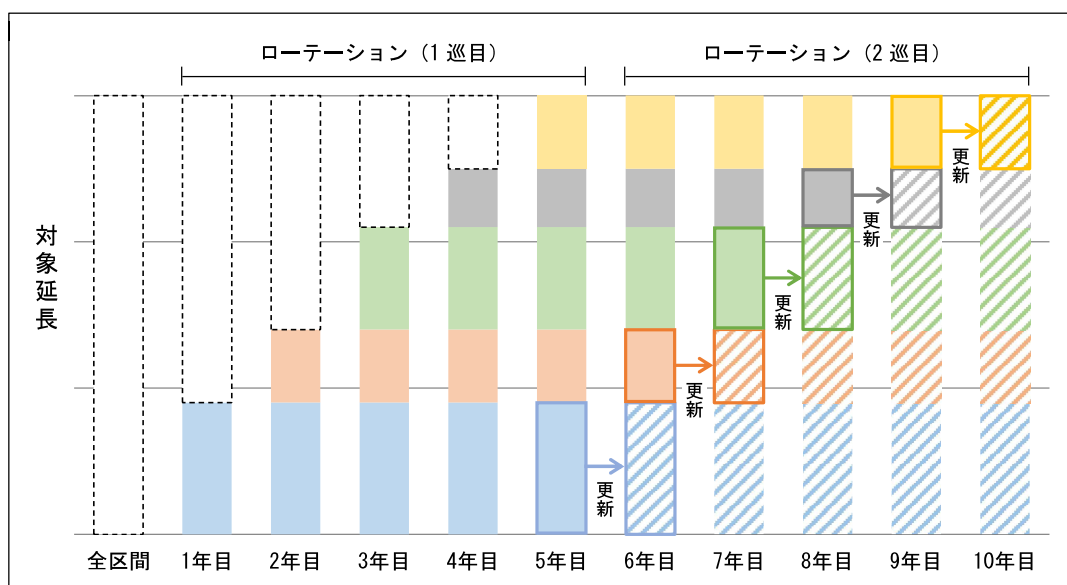


面的評価対象概念図

4. ローターションについて

自動車騒音常時監視のローテーションは、原則5年以内の頻度で組むものとされており、過年度で報告された評価結果については最低限の照査を行い、交通情勢や騒音状況に大きな変化がないと確認できれば当該年度の評価結果に組み入れる事ができます。

なおローテーションが一巡した後は、評価した区間及び道路の構造や土地利用状況、交通情勢、騒音状況等に変化が生じた区間について、順次更新していくものとされています。



面的評価のローテーションの概念図

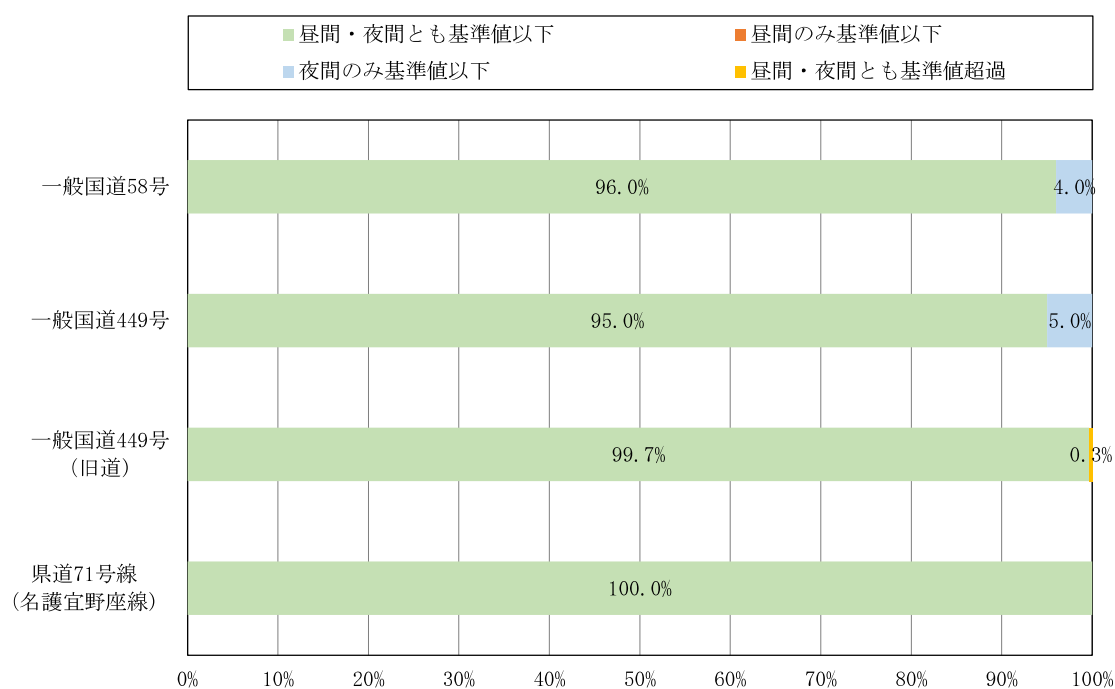
5. 令和 5 年度自動車騒音常時監視結果

名護市における令和 5 年度の自動車騒音常時監視結果を以下に示します。

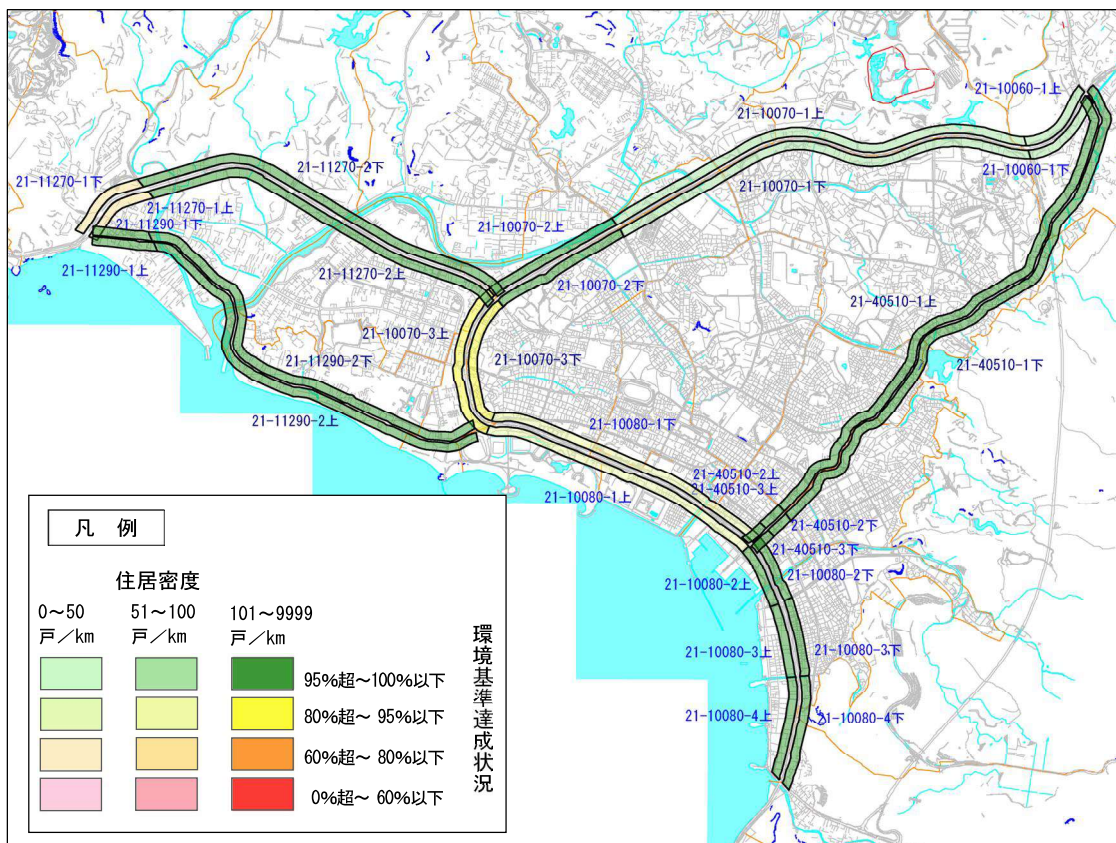
環境基準達成率は一般国道 58 号が 96.0%、一般国道 449 号が 95.0%、一般国道 449 号（旧道）が 99.7%、県道 71 号線が 100%となっています。

名護市における自動車騒音常時監視 環境基準達成状況

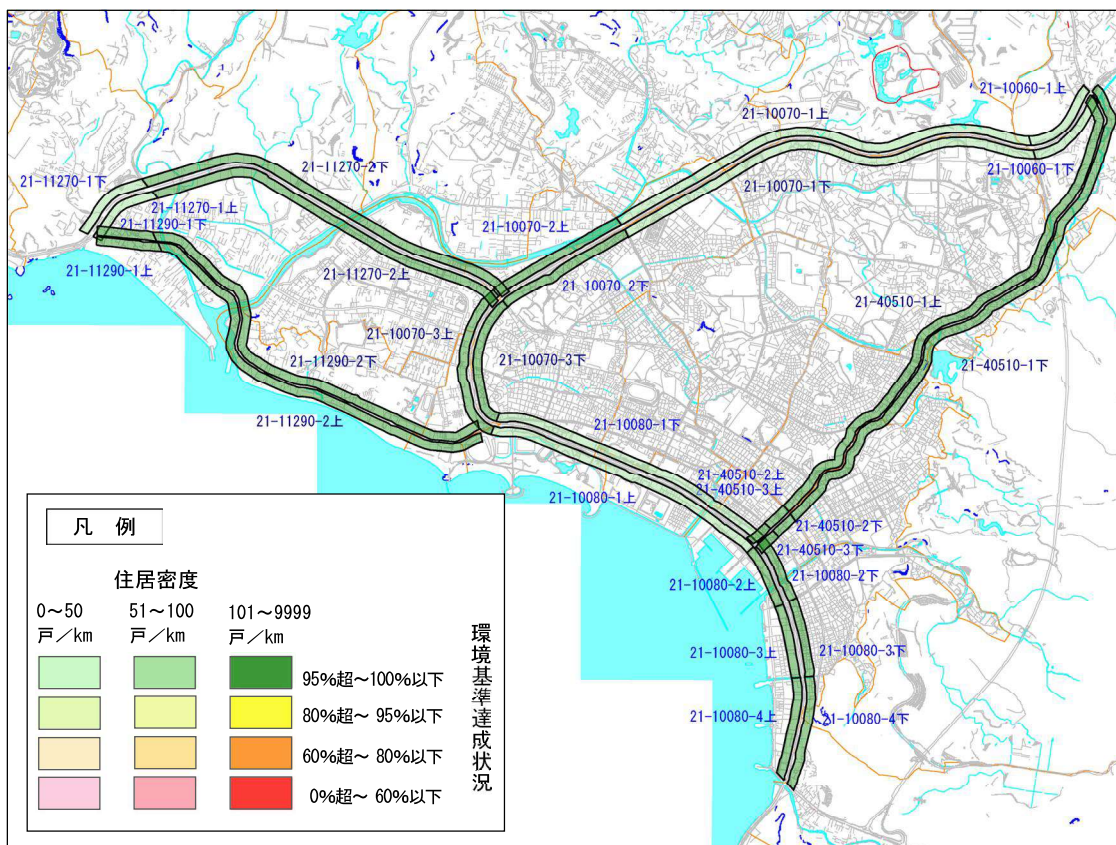
路線名	評価区間延長 (km)	評価対象 住居等戸数 (戸)	昼間・夜間とも 基準値以下	昼間のみ 基準値以下	夜間のみ 基準値以下	昼間・夜間とも 基準値超過
一般国道 58 号	7.7	1,288	1,236 (96.0%)	0 (0%)	52 (4.0%)	0 (0%)
一般国道 449 号	2.7	444	422 (95.0%)	0 (0%)	22 (5.0%)	0 (0%)
一般国道 449 号 (旧道)	2.7	297	296 (99.7%)	0 (0%)	0 (0.0%)	1 (0.3%)
県道 71 号線 (名護宜野座線)	3.4	895	895 (100.0%)	0 (0%)	0 (0.0%)	0 (0%)
名護市 (合計)	16.5	2,924	2,849 (97.4%)	0 (0%)	74 (2.5%)	1 (0%)



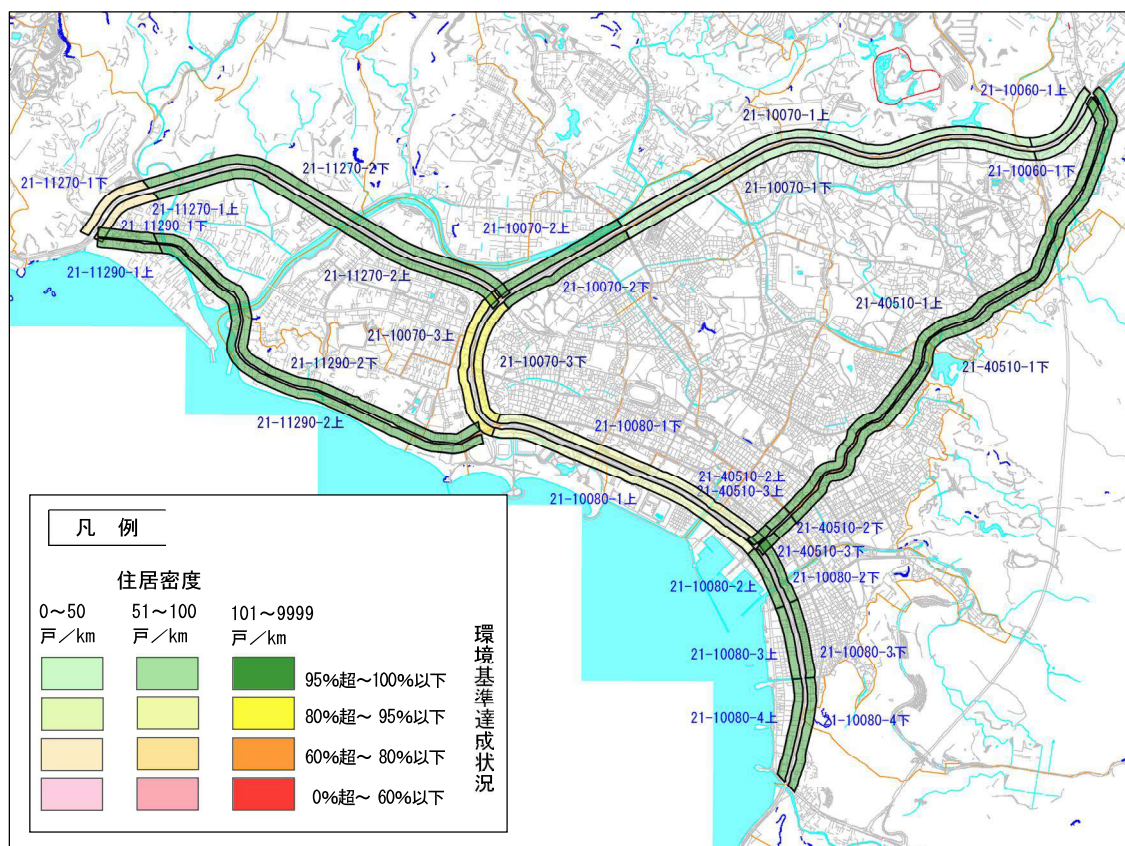
令和 5 年度における自動車騒音常時監視に係る環境基準達成状況



令和5年度における自動車騒音常時監視に係る環境基準達成状況（昼間）



令和5年度における自動車騒音常時監視に係る環境基準達成状況（夜間）



令和5年度における自動車騒音常時監視に係る環境基準達成状況（昼夜）